

助成回数判定フローチャート

(1) 助成を受けることのできる回数は？

初めて助成を受ける(た)治療の開始日

[人工授精 年 月 日]

[体外・顕微 年 月 日]

初めて助成を受ける(た)ときの治療開始日

時点の妻の年齢 [体外・顕微 歳]

これまで受けた通算助成回数

[①人工授精 回] [②体外・顕微 回]

※「通算助成回数」は体外受精・顕微授精については過去に受けた他都道府県、政令指定都市、中核市からの助成を含みます。

今回申請する治療開始日時点の妻の年齢はおいくつですか？

43歳未満

43歳以上

→ 助成対象外

申請する治療内容はなんですか？

体外受精・顕微授精

人工授精

初めて助成を受ける(た)治療開始日時点の妻の年齢はおいくつでしたか？

(2) 1回の助成金額の上限額は？

治療内容	助成回数	助成上限額・内容
人工授精	通算3回目まで	3万円 ※初回申請の治療開始日から1年以内に終了した治療に限ります。
体外受精 顕微授精	通算1回目	30万円 (治療ステージC、Fについては 12万5千円)
	通算2～3回目	15万円 (治療ステージC、Fについては 7万5千円) ※ただし、初めて助成を受けた治療の開始日から起算して1年以内に終了した治療については、次のおり助成限度額が引き上げられます。 <u>15万円→30万円 7万5千円→12万5千円</u>
	通算4～6回目	15万円 (治療ステージC、Fについては 7万5千円)
男性不妊治療	原則として体外受精・顕微授精と同時申請	15万円 (初回助成は 30万円)を体外・顕微分に上乗せ ※体外受精・顕微授精の治療のうち、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(TESE、MESA、PESA、TESA)を行った場合に限りです。 ※採卵準備前に上記の手術を行ったが、精子が得られない若しくは状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合、又は精子は得られたが治療ステージGもしくはHにより体外受精・顕微授精の治療を中止した場合も助成の対象となり、1回の助成として数えます。
余剰胚凍結保存	必ず体外受精・顕微授精の治療ステージA又はBと同時申請	3万円 を体外・顕微分に上乗せ ※助成回数は1年度につき1回に限ります。

③ 初回申請の治療開始日から1年以内に終了した治療に限り3回まで

40歳以上 → ④ 通算3回まで

40歳未満 → ④ 通算6回まで

これから助成を受けることができるのは？

【人工授精】③ - ① [回]

【体外・顕微】④ - ② [回]

ただし、43歳の誕生日の前日までに開始した治療に限ります